

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第13号
令和8年6月5日
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和8年内閣府・国土交通省令第3号。以下「改正標識令」という。別添参照。)が本日公布され、令和8年9月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第248号。以下「改正政令」という。)が令和8年9月1日に施行され、改正政令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条第2号に掲げる一般道路(以下「生活道路」という。)の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられるところ、生活道路を通行する車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条第3号に掲げる車両総重量をいう。以下同じ。)が2千キログラム以下の車両を牽引する当該車両の3倍以上の車両総重量の自動車(以下「特定牽引自動車」という。)について、従来の運用を維持するため、改正政令の施行後も40キロメートル毎時以下の最高速度を指定することができるようにするなどするものである。

2 改正の内容

- (1) 規制標識「最高速度(323)」及び規制標示「最高速度(105)」について(改正標識令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(総理府・建設省令第3号。以下「新令」という。)別表第一及び別表第五)

最高速度を表示する規制標識又は規制標示(以下「最高速度標識等」という。)により、特定牽引自動車に対して指定できる速度については、40キロメートル毎時以下とする。

また、最高速度標識等によって示される速度が40キロメートル毎時を超えるも

のについては、特定牽引自動車に対して40キロメートル毎時を指定することを示すものとする。

(2) 経過規定（改正標識令附則第2項及び第3項）

改正標識令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置された最高速度標識等は、新令の規定による最高速度標識等とみなすこととする。

3 留意事項

2(2)のとおり、旧令の規定に基づき設置された最高速度標識等については、改正標識令の施行後も引き続き効力を有するので、改めて都道府県公安委員会において意思決定を取得したり、最高速度標識等の交換等の措置を行ったりする必要はないことに留意すること。